

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の教訓を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であると自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

町民は、地震発生時、家庭や職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限に食い止めるために必要な措置を講ずるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家庭との連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れに注意する。
- (3) 建物の補強及び家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間分、推奨1週間」の非常用食糧、飲料水等の備蓄、救急用品及び非常持出用品を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火をする。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、崖及び川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ及び浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 流言飛語に惑わされず、正しい情報を確認する。

- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図ること。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- (10) 危険物車両等の運航は自粛すること。

第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転手のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の耐震性の確保に努め、地盤状況の把握などの地域特性に配慮した、地震に強いまちづくりを推進するものとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

1 町は、耐震改修促進計画に基づき、地震発生時においては、家屋の倒壊、火災発生に伴う火災延焼等による被害が想定されることから、これらの被害が集中すると予測される市街地の地震に備えた総合的な対策が必要である。

このことから、将来に向け防災に十分配慮した都市機能、都市環境を計画的に整備するため、現行の都市計画と地域防災計画の整合性を図り、地震に強いまちづくりに努める。

2 町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うものとする。

3 町、道及び防災関係機関は、駅等の不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これら施設の管理者に安全性の確保対策及び発災時における応急体制の整備についての指導を強化する。

第2 建築物の安全化

1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

2 町、道及び国は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

3 町、道及び国は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

4 町は、防災拠点や公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、できるだけ早い時期に耐震化を完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

5 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

6 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を図るため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

7 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。

第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

第4 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- 2 町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

第5 災害応急対策等への備え

町及び防災機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、及びその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修及び訓練を行うとともに、町民に対しては地震に対する防災知識の普及及び啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災意識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の確立に努める。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災意識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町及び防災関係機関は、住民に対して次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する知識
- ウ 非常用食料品、飲料水、身の回り品等、非常持出品や常備薬の準備
- エ 建物の耐震診断と補強
- オ 災害情報の正確な入手法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 不特定多数の人が集まる建造物における地震発生時の対処法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア 広報紙及びホームページ等の利用
 - イ インターネット、SNSの利用
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 防災講習会の開催等
- 3 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 児童生徒に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修会の充実等に努める。

- 3 社会教育においては、PTA、女性団体等の会合や各種研修会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第4節 防災訓練計画

地震による災害の発生及び拡大を防止する活動の円滑な実施を図るため、地震防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する地震防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練は、「防災計画本編第4章第1節防災教育及び防災訓練」を準用する。

なお、実施にあたっては、防災関係機関のほか、地域住民、自主防災組織及びボランティアの参加についても積極的に推進するものとする。

第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

本節については、「防災計画本編第4章第3節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」を準用する。

第6節 相互応援体制整備計画

本節については、「防災計画本編第4章第4節相互応援体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、「防災計画本編第4章第5節自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、「防災計画本編第4章第6節避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 避難体制

特に、地震が大規模である場合の避難体制として、住民、町の役割を次のとおりとする。

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町の避難勧告・指示を待っているのは避難すべき時期を逸することも考えられる。

このため、住民は地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所、避難方法を良く熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、町内会等との連携による勧告・指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、「防災計画本編第4章第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、次の計画の定めるところによる。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、砂川地区広域消防組合は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定及び火気使用器具の取扱い並びに石油ストーブの場合に、耐震自動消火装置付きのものを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町及び砂川地区広域消防組合は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進及び消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 宿泊施設、集合住宅、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 消防査察の強化指導

砂川地区広域消防組合は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、万全な消防対策の指導を図る。

- 1 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、砂川地区広域消防組合は、防火水槽、耐震性貯水槽その他の耐震火災対策施設の整備を図るとともに、人口水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成の強化及び整備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

砂川地区広域消防組合は、防災活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化する。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防危険区域等の調査

- 3 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- 4 火災の発生及び拡大を防止するための措置
- 5 査察その他の予防指導
- 6 消防職員及び消防団員の教育訓練

第11節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所及び販売店（以下「危険物事業所等」という。）における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 危険物事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、砂川地区広域消防組合及び関係機関は、危険物事業所等に対し次の事項について指導に努める。

- 1 危険物事業所等に対する設備及び保安基準遵守事項の監督及び指導の強化
- 2 危険物事業所等の監督及び指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する危険物事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

- 1 砂川警察署
危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。
- 2 砂川地区広域消防組合
 - (1) 危険物事業所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持及び保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。
 - (2) 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物事業所等内における協力体制の確立について指導する。
 - (3) 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

第3 火薬類保安対策

- 1 砂川警察署
 - (1) 危険物事業所等に対し、必要の都度立入検査を実施するなど、その実態を把握し、危険物事業所等に必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。
 - (2) 火薬類運搬の届出があった場合で、災害の発生防止及び公共の安全維持のため必要があると認められるときは、運搬日時及び経路、火薬類の性状及び積載方法並びに非常時の連絡方法等について必要な指示をする。
- 2 砂川地区広域消防組合
危険物事業所等に対し立入検査を実施し、防火設備の保守管理体制について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物等事業所間の協力体制の確立を指導する。

第4 高圧ガス保安対策

1 砂川警察署

- (1) 危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。
- (2) 危険の発生が予想され、又は災害発生等により施設から届出があったときは、速やかに北海道知事に通知する。

2 砂川地区広域消防組合

危険物事業所等に対し立入検査を実施し、防火設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所間の協力体制の確立を指導する。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害からの建築物等の防御については、この計画の定めるところによる。

第1 建築物の防災対策

1 公共施設の耐震性の向上

町は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の実施拠点や避難所となる庁舎や公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に積極的に取り組むものとする。

2 住宅・建築物の耐震化の促進

町は、奈井江町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。また、奈井江町耐震改修促進計画における重点的・優先的に耐震化すべき建築物以外の建築物についても耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会の開催による技術者の育成、ハンドブック等の活用による耐震改修の必要性等についての普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して住民の問い合わせに応じられる体制を整備するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、指導及び助言等を行う。

なお、緊急輸送道路の路線等は、奈井江町耐震改修促進計画において、位置付けるものとする。

3 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動に伴う落下物による危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

4 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するために体制を整備する。

第2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

1 電力施設（北海道電力株式会社）

2 LPガス事業者

3 通信施設（NTT東日本）

第3 交通施設の安全化・耐震化対策

1 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

2 橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

1 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

2 砂防及び地すべり防止工事

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、地域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第13節 土砂災害の予防計画

地震動に起因する地すべり、崖崩れ等による災害の予防については、「防災計画本編第4章第2節災害危険区域及び整備計画」を準用するほか、この計画の定めるところによる。

第1 現況

地すべり、崖崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、崖崩れ等の予測については、技術的には、いまだ困難な状況にある。

町の地すべり、崖崩れ等危険箇所は、「防災計画本編第4章第2節災害危険区域及び整備計画」の別表第2及び別表第3のとおりである。

第2 地すべり、崖崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、崖崩れ等災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、崖崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、崖崩れ等防止の諸施策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

第14節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震被害の軽減に努めるものとする。

地震災害時における積雪・寒冷対策計画については、「防災計画本編第4章第15節積雪・寒冷対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立されるものである。このため、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

第2 道路交通の確保

地震発生時において、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、町は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊を防止するため、基準の遵守の指導に努めるものとする。

また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制を確立するよう努めるものとする。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努めるものとする。

第15節 業務継続計画の策定

本節については、「防災計画本編第4章第17節業務継続計画の策定」を準用する。

第16節 複合災害に関する計画

本節については、「防災計画本編第4章第16節複合災害に関する計画」を準用する。